

# 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

都政第808号  
平成16年1月15日

内閣総理大臣 殿

岐阜県知事 梶原 拓

平成15年11月28日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

## 記

### 1. 変更事項

構造改革特別区域計画

- |   |   |   |             |
|---|---|---|-------------|
| 3 | 構造改革特別区域の範囲   | 4 | 構造改革特別区域の特性 |
| 5 | 構造改革特別区域計画の意義   |   |             |
| 7 | 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果  |   |             |
| 9 | 構造改革特別区域において実施し又はその他実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 |   |             |

別紙

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| 2 | 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 |
| 3 | 当該規制の特例措置の適用の開始の日     |
| 4 | 特定事業の内容               |
| 5 | 当該規制の特例措置の内容          |

### 2. 変更事項の内容

別紙

別紙

<p style="text-align: center;"><b>変更後</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>変更前</b></p>
<p><b>3 構造改革特別区域の範囲</b> 大垣市、高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡御嵩町の区域の一部</p>	<p><b>3 構造改革特別区域の範囲</b> 高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡御嵩町の区域の一部</p>
<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b> (1) 略 (2) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域(大垣市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町の区域の一部) 当該区域は、住居専用地域とその周辺の幹線道路沿道、商業地域等により構成される、違反広告物の掲出が多い地域であり、行政が定期的に違反広告物の簡易除却を行うとともに、住民から違反広告物に関する情報提供等があった際には簡易除却を速やかに行うなど、行政の簡易除却に係る執行体制が整っている区域である。</p>	<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b> (1) 略 (2) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域(多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町の区域の一部) 当該区域は、住居専用地域とその周辺の幹線道路沿道、商業地域等により構成される、違反広告物の掲出が多い地域であり、行政が定期的に違反広告物の簡易除却を行うとともに、住民から違反広告物に関する情報提供等があった際には簡易除却を速やかに行うなど、行政の簡易除却に係る執行体制が整っている区域である。</p>
<p><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b> (1) 略 (2) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域(大垣市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町の区域の一部) 当該区域において、違反広告物の簡易除却の要件が緩和され、かつ、簡易除却の対象物件が拡大されることにより、地域住民が行政に除却を要望する違反広告物のほとんどについて速やかな簡易除却を行うことができる。これにより、良好な景観形成に向けた行政と地域の信頼関係が構築されるとともに、地域住民も景観形成の主体であるという認識のもと行政から地域への簡易除却作業の委任が行われるなど、地域コミュニティが活動する良好な住宅都市を形成することができる。</p>	<p><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b> (1) 略 (2) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域(多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町の区域の一部) 当該区域において、違反広告物の簡易除却の要件が緩和され、かつ、簡易除却の対象物件が拡大されることにより、地域住民が行政に除却を要望する違反広告物のほとんどについて速やかな簡易除却を行うことができる。これにより、良好な景観形成に向けた行政と地域の信頼関係が構築されるとともに、地域住民も景観形成の主体であるという認識のもと行政から地域への簡易除却作業の委任が行われるなど、地域コミュニティが活動する良好な住宅都市を形成することができる。</p>

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 違反広告物の減少

当該構造改革特別区域において、次のとおり違反広告物の減少が見込まれる。

(単位：個)

大垣市	現在	1年後
違反広告物総数	3,000	2,300
(現行屋外広告物法簡易除却物件)	600	200
(構造改革特別区域法簡易除却物件)	400	100
その他	2,000	2,000

高山市	現在	1年後
違反広告物総数	70	5
(現行屋外広告物法簡易除却物件)	35	0
(構造改革特別区域法簡易除却物件)	30	0
その他	5	5

多治見市	現在	1年後
違反広告物総数	3,000	2,000
(現行屋外広告物法簡易除却物件)	600	200
(構造改革特別区域法簡易除却物件)	900	300
その他	1,500	1,500

瑞浪市	現在	1年後
違反広告物総数	740	200
(現行屋外広告物法簡易除却物件)	270	0
(構造改革特別区域法簡易除却物件)	270	0
その他	200	200

以下略

(2) 略

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 違反広告物の減少

当該構造改革特別区域において、次のとおり違反広告物の減少が見込まれる。

(単位：個)

高山市	現在	1年後
違反広告物総数	70	5
(現行屋外広告物法簡易除却物件)	35	0
(構造改革特別区域法簡易除却物件)	30	0
その他	5	5

多治見市	現在	1年後
違反広告物総数	3,000	2,000
(現行屋外広告物法簡易除却物件)	600	200
(構造改革特別区域法簡易除却物件)	900	300
その他	1,500	1,500

瑞浪市	現在	1年後
違反広告物総数	740	200
(現行屋外広告物法簡易除却物件)	270	0
(構造改革特別区域法簡易除却物件)	270	0
その他	200	200

以下略

(2) 略

**9 構造改革特別区域において実施し又はその他実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

・屋外広告物法第7条第3項又は第4項に基づく簡易除却事務

・景観モニター設置

県内の中学校区に1人ずつ、総数198名の景観モニターを設置し、各地域の景観に係る問題点について提言を受ける。

・美しいひだ・みの景観づくり賞

良好な広告景観の形成に向けて積極的に取り組んでいる市町村や地域の団体等の活動を表彰。

<表彰対象>

市町村部門・・・市町村による良好な広告景観形成の取り組み

団体部門・・・自治会、グループ等の団体による良好な広告景観形成の取り組み

<表彰件数>

各部門毎に、知事賞1件、入選数件

・屋外広告物対策モデル事業

観光ルートをはじめとする守るべき景観の維持・保全を目的に、「住民参画の促進」と「実効性ある広告物対策」の視点から以下の違反広告物対策を進める。

「屋外広告物重点対策地区」の指定  
県から市町村へ委託のもと実態調査を行い、良好な景観を維持する地域について市町村長の申請に基づき、知事が「屋外広告物重点対策地区」を指定し、当該地区については是正指導等積極的に違反広告物対策を行い、将来的に「屋外広告物景観モデル地区」の指定を目指す。

「広告景観形成団体」認定制度の導入

県内において良好な広告景観の形

**9 構造改革特別区域において実施し又はその他実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

・屋外広告物法第7条第3項又は第4項に基づく簡易除却事務

・景観モニター設置

県内の中学校区に1人ずつ、総数198名の景観モニターを設置し、各地域の景観に係る問題点について提言を受ける。

・美しいひだ・みの景観づくり賞

良好な広告景観の形成に向けて積極的に取り組んでいる市町村や地域の団体等の活動を表彰。

<表彰対象>

市町村部門・・・市町村による良好な広告景観形成の取り組み

団体部門・・・自治会、グループ等の団体による良好な広告景観形成の取り組み

<表彰件数>

各部門毎に、知事賞1件、入選数件

<p>成に取り組む団体を知事が認定し、団体に対して屋外広告物法など各種法令制度に関する講習、啓発活動に要する資材の貸与、各種助成制度等に関する情報の提供などを行う。</p> <p>・違反広告物除却協力団体(違反広告バスターズ)及び同協力推進員制度(大垣市)</p> <p>行政と市民が一体となった地域での違反広告物の簡易除却活動を展開するため、除却活動を行う市民団体を市長が認定し、その団体員を協力推進員として任命して簡易除却活動を推進する。</p> <p>・高山市景観保存奨励事業(高山市) 市街地景観保存区域保存会への活動経費補助 市民が実施する高山市の景観にふさわしい看板への補助金交付 市街地景観保存区域行為補償(建築物・屋外広告物改修等)</p> <p>・美しい風景づくり条例推進事業(多治見市) 多治見市美しい風景づくり条例に基づき、風景づくり団体の活動、風景づくり推進地区内での行為、風景市民遺産の保存等、優れた風景づくりの推進に貢献すると判断される行為について、技術的な支援や費用の一部助成を行う。</p> <p>・可児市景観相談(可児市) 可児市内における都市景観の対象となる建築物、工作物、広告物等のデザイン、色彩及び緑化等の市民、事業者等の具体的な計画又は設計について、建築意匠、デザイン・色彩、緑化の各専門家がアドバイザーとして、専門的立場から助言又は指導を行い、良好な都市景観形成を図る。</p>	<p>・高山市景観保存奨励事業(高山市) 市街地景観保存区域保存会への活動経費補助 市民が実施する高山市の景観にふさわしい看板への補助金交付 市街地景観保存区域行為補償(建築物・屋外広告物改修等)</p> <p>・美しい風景づくり条例推進事業(多治見市) 多治見市美しい風景づくり条例に基づき、風景づくり団体の活動、風景づくり推進地区内での行為、風景市民遺産の保存等、優れた風景づくりの推進に貢献すると判断される行為について、技術的な支援や費用の一部助成を行う。</p> <p>・可児市景観相談(可児市) 可児市内における都市景観の対象となる建築物、工作物、広告物等のデザイン、色彩及び緑化等の市民、事業者等の具体的な計画又は設計について、建築意匠、デザイン・色彩、緑化の各専門家がアドバイザーとして、専門的立場から助言又は指導を行い、良好な都市景観形成を図る。</p>
<p><b>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</b> 大垣市、高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町</p>	<p><b>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</b> 高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町</p>

<p><b>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</b>  <u>高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町</u>  <u>平成15年12月18日</u>  <u>大垣市</u>  <u>平成16年4月1日</u></p>	<p><b>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</b>  <u>平成15年第5回岐阜県議会において岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第4号）の一部を改正する条例案が可決され、同条例が施行される日</u></p>
<p><b>4 特定事業の内容</b>  岐阜県では、事務処理の特例に関する条例により屋外広告物法第7条第3項及び第4項に基づく簡易除却事務を市町村に委譲しており、当該構造改革特別区域においても同じ実施体制で簡易除却を行うため、事務処理の特例に関する条例を改正し、構造改革特別区域法第18条の規定に基づく簡易除却事務を高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町に委譲した。大垣市においても同様に同条例を改正のうえ、委譲する予定である。  そして、これら市町において、市町職員自ら又は委任した者により、当該構造改革特別区域の設定範囲において、規制の特例措置の適用の開始の日以降事業を実施するものである。</p>	<p><b>4 特定事業の内容</b>  岐阜県では、事務処理の特例に関する条例により屋外広告物法第7条第3項及び第4項に基づく簡易除却事務を市町村に委譲しており、当該構造改革特別区域においても同じ実施体制で簡易除却を行うため、事務処理の特例に関する条例を改正のうえ構造改革特別区域法第18条の規定に基づく簡易除却事務を高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町に委譲する予定である。  そして、これら市町において、市町職員自ら又は委任した者により、当該構造改革特別区域の設定範囲において、規制の特例措置の適用の開始の日以降事業を実施するものである。</p>
<p><b>5 当該規制の特例措置の内容（別添）</b>  <u>大垣市の一部</u>  <u>良好な住環境が保たれている住居専用地域および道路の沿道は、違反広告物が多く地元住民の美観風致に対する意識が高い地域である。</u>  <u>J R大垣駅周辺の中心市街地は、特に違反広告物が多く市の玄関口として良好な景観形成を図る必要が高い地域である。</u>  高山市の一部  伝統的建造物群保全地区とその隣接地区から成っており、伝統的・歴史的な街並み景観を呈している。  従来両地区とも地元住民で構成する景観保存会が形態意匠規制・協定基準を設けるなどきめ細かい景観保全活動を</p>	<p>高山市の一部  伝統的建造物群保全地区とその隣接地区から成っており、伝統的・歴史的な街並み景観を呈している。  従来両地区とも地元住民で構成する景観保存会が形態意匠規制・協定基準を設けるなどきめ細かい景観保全活動を</p>

行っており、景観に対する意識が特に高い地域である。また、市も積極的に景観保全指導・助言を行っている地域である。

以下略

行っており、景観に対する意識が特に高い地域である。また、市も積極的に景観保全指導・助言を行っている地域である。

以下略